建　築　主　控

|  |
| --- |
|  |
| **道路後退誓約書** |
| 下記の建築物の敷地は、幅員が４ｍ未満の道路に接していますので、建築基準法（以下「法」という。）第４２条第２項の規定に基づき、交通利便の向上、緊急車両の通行及び防災時の避難通路等の観点から、４ｍ幅員の道路空間を確保するため、   * ［道路の中心線から２ｍ後退した線］　［道路反対側の境界線から４ｍ後退した線］   を道路境界線（以下「道路後退線」という。）とします。  　ついては、法第４４条第１項の規定を理解し、今後とも、道路後退線より道路内に突出して建築物、門、塀（フェンス、垣根、生垣等含む。）及び擁壁を建築し、又は築造しないことを誓約します。  　なお、違約しました際は、貴庁の指示に従い、必要費用自弁のうえ除却することを併せて誓約します。  記  １　敷地の位置（地名地番）  ２　建築物の主要用途  ３　建築物の構造及び規模　　　　　　　　　　造、　　延べ面積　　　　　　　　㎡  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日  誓約者（建築主）住所  　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  設計者又は　　　住所  工事監理者　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  工事施工者　　　住所  　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  　　　八　代　市　長　　様 |

（注意）

1.※　[　　]内は該当しない方を　　　　　　　で消すこと。

2.氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築物の敷地と道路の基準  八　代　市  １　接道規定（建築基準法第43条）  　　建築物の敷地は、２でいう道路に２ｍ以上接しなければ建築することはできません。(図－１)   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 道路 |  |  | 道路 |  | | | 敷地 | ２ｍ以上 | | |  | 敷地 | |  | |  |  | |   （図―１）接道規定  ２　道路の定義（法第42条）  　　建築基準法でいう道路とは、次のものをいいます。   1. 道路法による幅員４ｍ以上の道路 2. 都市計画法、土地区画整理法による幅員４ｍ以上の道路 3. 都市計画区域が指定された際、現に存在する幅員４ｍ以上の道 4. 道路法、都市計画等による事業が執行される予定のものとして知事（又は市長）が指定した幅員４ｍ以上の道路 5. 築造しようとするものが知事（又は市長）から位置の指定を受けた幅員４ｍ以上の道路 6. 都市計画区域が指定された際、現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8ｍ以上４ｍ未満の道で一般の交通のように供されているもの。なお、この道の場合、将来４ｍ幅員道路として確保するため道の中心線から２ｍ後退（道の反対側に水路・崖等がある場合はこの境界線から４ｍ後退）した線が道路境界線とみなされ、道路後退の義務を負う。（図―２）   崖  水路   |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 道路中心線 |  | |  | ４ｍ | | | |  | ２ｍ | |  | |  |  | | 幅員４ｍ  未満の道 | | |  |  | |  | 道路境界とみなされる線 | | 道路境界とみなされる線 |  | |  | （道路後退線） | | （道路後退線） |  | |  | 敷地 | | 敷地 |  | |  |  |   （図―２）みなし道路の道路後退規定  ３　道路内の建築制限（法第44条）  　　建築物（附属する門、塀含む。）又は敷地の擁壁は、道路内に突出して建築（築造）することはできません。 |